

# 建築家資格制度の歴史

—JIAの根幹、受け継ぐ初心—



近藤 昇

本部建築家資格  
制度実務委員会  
委員長

安達治雄

職能・資格制度  
委員会 委員長

内野輝明

職能・資格制度  
委員会 委員

## 建築家資格制度はJIA本来の活動基軸の一つ

(旧)日本建築家協会(JAA:国際建築家連合(UIA)加盟のために前身団体から1956年に改組)と、専業設計事務所の団体だった日本建築設計監理協会連合会とは、1987年に合体して新日本建築家協会(JIA)となった。UIA加盟はJIAが引き継ぎ、名称も96年に「新」を外して今日に至っている。

JIAへの二者合体設立の趣旨は2つ。

- ①我が国の建築家を糾合・代表し、内外からの信頼に応え得る一つの大きな組織が必要
- ②建築家の職能への社会からの要請に応え得る、国際的基準に合った体制の確立が必要

これを実現すべく当初15,000名の会員を目指し、設立総会時には7,500名ほどを記録した。設立趣旨に沿い、「会員を増やし発言力をつけ**建築家職能のための法体系整備を進める**」「将来、国際的な職能基準による**建築家資格制度をつくる**」という目標がJIAの活動基軸となった。

## 建築家は職能資格、建築士は技術者資格

JIAが建築家資格制度(登録建築家)を設けた背景には、日本には建築家の職能を規定する法体系がなく、建築士という技術者資格しかないという現実がある。建築士法の第1条には「建築物の設計、工事監理等を行う**技術者の資格**を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする」とあり、その技術者資格自体も一級・二級・木造に分けられ、姉歯事件を受けて構造設計一級、設備設計一級も加わるなど、技術面で細分化されている。他国のような、依頼者や社会への責務をも規定した職能資格ではなく、国際的な互換性に乏しいものといえる。

職能資格の規範例を挙げれば、全米建築家登録委員会評議会(NCARB)では、「建築家の職能を通じて公共の健康、安全および福祉を守ること」をもとに資格認定基準を作っている。また、「建築家の業務における国際的職能規範の勧告に関するUIA協定(UIAアコード)」では、「公共の健康、安全、福祉、文化に資するために」と職能の

目標を掲げるとともに“建築家という職域のメンバーは能力・誠実性・職能意識を高い水準に保つことに専心し、そしてそのことによって、建築・都市環境と公共の福祉と文化の持続可能な発展に不可欠な、建築家に特有の技量や素質を社会にもたらす”と謳っている。

つまり建築家の職能は、これを統制する資格制度において、公益保護と公益寄与を基軸に、個人の技術能力だけでなく、個人に帰属すべき業務倫理と責任が規定される。このように「建築家」という職能資格は、技術者資格の内容を包摂しつつも、これとは本質的な相違がある。

## 欧米の資格制度を調査(1990年～)

国際的に通用する建築家の制度と立場を日本で確立しようと、JIAは1990年に調査委員会(林昌二会長・椎名政夫委員長)を立ち上げ、1991年に6名ほどで欧米の資格制度を調査した。欧州調査班の一つがたまたま訪れたオランダ建築家協会ではECの建築家指令(1985年)を見せられ、そこには建築家の資格・業務・職能を教育と一体にとらえる制度の骨格が書かれていた。1994年、JIAの制度案はこのEC指令をもとに考えられ、教育・実務訓練・資格認定・生涯研修の四本柱として、それぞれに第三者性を持つ機関による評価認定システムを設ける形となった。

## 建築家資格制度の素案を検討(1992～96年)

1992年、調査委員会に代わり建築家資格制度検討委員会(椎名政夫委員長)が設置された。当時の鬼頭梓会長は総会で「消費者の立場を第一とし、世界に通用する職業としての建築家資格制度の確立を目指す」と述べ、これはその後、一貫してJIAが求める資格制度の目標となった。

検討委員会はEC指令や米英・日本の大学カリキュラムを踏まえ、1993年に建築家として必要な履修項目を整理して公表。その後も実務訓練の項目や継続職能研修CPDについても検討し、建築教育から実務訓練、資格試験、継続職能研修にいたる四段階の資格制度の全体システムをまとめたのは前述のとおり。

1996年、検討委員会に代えて建築家資格制度推進会議を設けて資格制度の具体的検討に入り、「四段階」の内容を煮詰めるとともに、現に建築家として活動している人々についての「経過措置」を検討し、「資格制度に関する四会協議会」にJIAの「建築家資格制度素案」として提出した。「素案」としたのは、JIA内部に加え関係団体との討議を経て普遍性を得ようという姿勢を表わしている。

#### 国際化に対応する資格制度試案を「調査会」に提示

UIAアコードの採択やAPECアーキテクト・プロジェクトなどから、国際化への対応が重要とみた建設省も参加して、建築技術教育普及センターに「建築設計資格制度調査会」が2000年に設置された。2001年の調査会にJIAが提案したのが、「国際化に対応するための建築設計資格制度」案で、将来のあるべき建築家資格制度だけでなく、それに至る当面の経過措置を明示した点で一步踏み込んだ内容であった。検討の前提にJIAが主張したのは、①新しく作られる資格制度は資格の本来の意義である「消費者保護のための設計者の能力証明としての機能」を果たすものであること、②将来の建築家資格制度を明確に設定した上で、現状からのスムーズな移行や目前に迫ったAPECアーキテクトへの対応を考えるべきであること、③UIA基準に適合し国際的な相互認証に対応しうる資格制度が即、日本の建築家資格制度であるべきで、国内資格と国際資格の間にレベル差があってはならない、の3点であった。

ただし、経過措置を画く中で、「能力証明」が技術面だけのように外部から理解された可能性は否めない。

#### 建築家資格制度（登録建築家）スタート（2003年度）

この間、静岡地域会や近畿支部で独自の建築家制度の試行があり、後者では建築家データベースまで作ったが、これらが後押しする形で、JIA本部としての建築家資格制度が実際に2003年度末から運用開始された。

UIA基準に照らして、建築士法に足りない素養・能力・認識・職能観を実務訓練によって習得した者が、登録建築家として認定・登録される、という骨子の制度である。

まずは実務訓練の監督者としての指導建築家を作るために、JIA会員限定の実績認定により、初年度末時点で1,061名、3年後の初回更新直前には2,501名の登録を見た。

2008年度からのオープン化への取り組みで、2009年にはJIA会員外でも要件を満たせば認定されることになったが、認定登録機関の第三者化は果たせず、JIA内部に置かれたままとなっている。その後、更新時に

CPD等の要件を満たせないケースが増え、JIA会員数の減少も加わって2015年の制度改革までは登録者数は漸減傾向を示した。

#### 国家資格制定への2つの道

建築士会連合会の専攻建築士制度内の統括設計専攻建築士と、JIAが準備中だった登録建築家とを同等性のあるものとして整備し、長期的には統合していこうという二会合意が2002年に結ばれたが、両会ともに内部の事情等により、ただちにその先に進むことは難しい状況にある。この2つの制度を他団体の意向にも留意しつつ社会制度として成熟・統合させ、未来のUIA基準の国家資格への移行の準備をする流れを「社会制度経由ルート」と称する。

他方、「JIA正会員の全てがUIA基準の求める建築家のありようを示す登録建築家となる」という状態を実現する努力を通じて、UIAの窓口であるJIAが独自にも建築家の国家資格制定への環境を整える道を模索しようと、新たに芦原太郎会長（当時）から「正会員ルート」が2012年に提示され、このルートの実現方法の検討が翌年から始まった。

#### 建築家資格制度の今後（正会員ルートを中心に）

公益社団法人であるJIAには、公益性を担保する社会的責任がある。その責任を果たすには、会員の資質（クオリティ）を確保することが必要である。JIAはUIA加盟の建築家集団であり、その正会員は全員が建築家の客観的要件すなわちUIA基準を満たす責務がある。職能団体の社員資格（membership）は建築家の職能資格（license）とは「資格」の意味が異なり、UIA基準の代用にならないがゆえ、原則として正会員の全員がUIA基準に則る登録建築家となる必要がある、と結論付けられた。

2015年6月の通常総会において、そのようにJIAの会員規定が改定されて正会員が登録建築家になることが原則化され、建築家資格制度の規則細則等も改正された。UIA基準の根拠文書をあらためて明確に規定し、登録建築家は後進の者を登録建築家へと育成する努力義務があることを明文化、CPDについては他団体の制度との互換性を確保したことなどが「制度改革」の要点である。

2015、2016年度と優遇措置募集を行った結果、2,100名を超える方が登録建築家となり、現在、JIA正会員のうち対象者の57%が登録建築家である。

建築家資格制度を将来日本に根付かせることは、ここで見てきたように、JIAがその前身時代から半世紀以上にわたり目途としてきたことであり、そのためには、一人でも多くの登録建築家が生まれることが、不可欠である。